

九重町マスコットキャラクター  
ミヤちゃん

利用の手引き



九 重 町

## 注意事項

- ミヤちゃんのイラストはフリー素材ではありません。
- 使用できるのは、2ページ・3ページに掲載しているサンプルのイラストのみです。(ブルーベリー専用イラストを除く)

### ミヤちゃんサンプル画像（カラー）



front



miya\_00



up



side



down



top



miya\_a\_full



miya\_a\_4



miya\_01



wa\_color

## ミヤちゃんサンプル画像（モノクロ）



miya\_a\_monokuro



front\_monokuro



miyaline\_monokuro



monokuro\_02



miyaline\_02



反転で使う場合は白目部分が  
黒くならないようこちらをお使い下さい



wa\_mono

## ミヤちゃんサンプル画像（ロゴ）

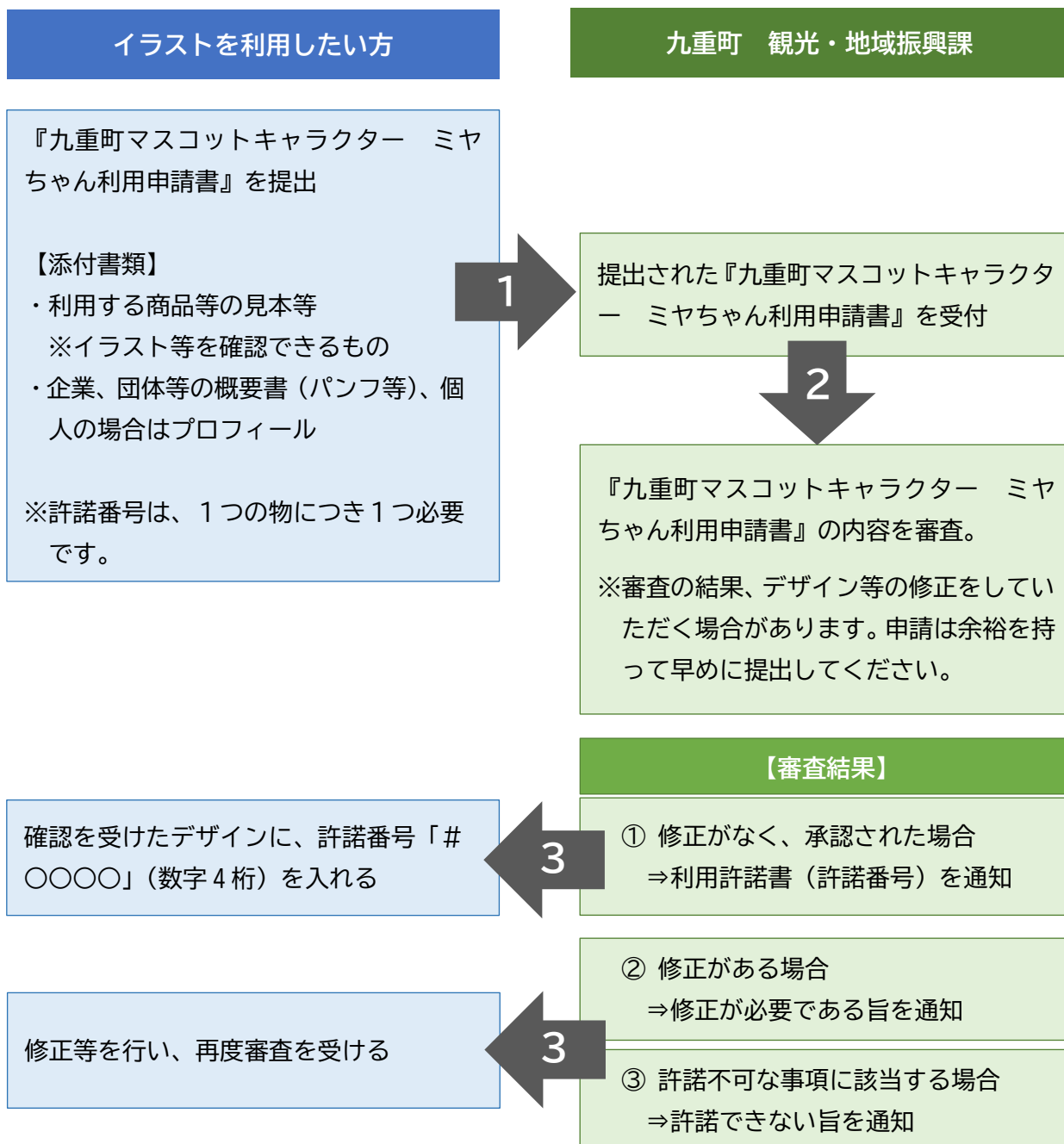


miya\_logo



miya\_logo\_monokuro

# イラスト使用許可のながれ



## その他

詳細は次ページからの手続きをご確認いただき、申請を行ってください。ご不明な点等ありましたら、九重町 観光・地域振興課までお問い合わせください。

# 1. 申請手続きについて

## 1) 申請には、下記の書類をもれなく提出してください。

「ミヤちゃん」のイラストや写真を利用される場合は、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合や個人で楽しむ場合を除き、直接利用しようとする方からの事前の申請による許可を得ることが必要です。

- ① 申請書（印鑑が必要）
- ② 利用する商品等の見本  
※見本が添付できない場合、写真・  
図案や原稿等、確認できるものを  
添付してください。
- ③ 企業・団体等の概要書  
（パンフレット等）  
※個人の場合は、プロフィールや活  
動内容が分かるものを添付して  
ください。



食品に利用する場合は、次の書類を  
各1部、併せて提出してください。

- ④ 製造もしくは販売に係る保健所  
の営業許可証（写）又は県内各店舗  
ごとの業務開始報告書（写）
- ⑤ 製造または販売する店舗一覧  
（様式自由）

## 2) 申請書の提出

申請書は、郵送または持参、メールにて提出してください。

※受付完了後、審査から利用許諾まで多少時間がかかります。余裕を持って早めに提出してください。

※審査の結果、デザイン等の修正をしていただく場合があります。その際は、修正した商品等を再度提出していただき、再審査を行います。

### 【提出先】

〒879-4895 大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1  
九重町役場 観光・地域振興課 <役場2階>  
TEL 0973-76-3150  
FAX 0973-76-2247  
メールアドレス syoko@town.kokonoe.lg.jp

### 3) 許諾番号「#〇〇〇〇」を必ず付けてください

【表示例】



利用許諾書に記載された「#〇〇〇〇」を表示してください。  
文字サイズは小さくても可(サイズ指定なし)。商品等の裏面や外装ラベルに印字することも可。

### 4) 個人で申請される方の添付書類「プロフィールや活動内容がわかるもの」

- |               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| <b>農業等の場合</b> | 主にどのようなものを生産されているのか等の内容を記載  |
| <b>商店等の場合</b> | 主な販売品やいつごろからお店をはじめたか等の内容を記載 |

### 5) 内容を変更する場合には、変更申請が必要です

「商品等のデザインを変えたい」「追加で色の種類を増やしたい」「申請時より販売数が増えた」等が発生した場合は、以前申請された商品と別の商品を申請される場合は、新規での申請が必要となります。(この場合、許可番号は前回とは異なります。)

### 6) 申請書に添付する「商品等の見本」

商品(見本)の現物か、その写真・イラスト、または商品の仕様書など、「ミヤちゃん」をどのように利用するか具体的に確認できるものが必要です。

また、許諾番号についても「#〇〇〇〇」の表記を入れて、サンプルの提出をお願いします。(〇〇〇〇は許諾後に入りますので、〇〇〇〇で表記してください)

#### **商品**

どんな商品になるのか、具体的なイメージがわかるものを提出してください。(POP、タグ、台紙等についても申請時にまとめてデザインを提出してください。)現物を提出できない場合は設計図等を提出してください。

#### **パッケージ**

どこに、どのような大きさ・色で使うのか明記してください。

シール・ラベル等を食品に貼り付ける場合は、シール等のデザイン案とシールを貼る商品の画像をつけてください。

#### チラシ・パンフレット等の印刷物

印刷物の中で、どこに、どのような大きさ・色で使うのか明記してください。

### **7) 出来上がった製品は、現物を事務局へ郵送・持参ください**

商品等の場合は、完成品を提出してください。ホームページや広告の場合は、印刷したものを提出してください。

### **8) 利用期間満了後の在庫も販売できます**

許諾期間満了後に商品等の在庫が残っているときは、当初の許可内容（使用品の名称、販売小売価格・製造予定数）を変更しない限り、在庫がなくなるまで引き続き使用いただけます。

### **9) 利用にあたっての留意事項**

- 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、九重町及び株式会社コルネットは、一切の責任を負いません。
- 利用にあたっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤認や誤解を与えないようにしてください。
- 利用許諾は、「ミヤちゃん」のイラスト、写真を使用することを許可するものであり、利用許諾を受けた者に権利が発生するものではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。

### **10) 使用を許諾できないもの**

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 九重町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合（※販売先が同営業を行う者である場合も含む）
- (6) イラストの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) イラストのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表現がイラストの立体物と認められない場合
- (9) イラストの著しい変形その他イラストの利用が適当でないと認められる場合

## 2. デザインについて

- 1) 印刷の色は、原則、原画（カラー）のまま、または単色とします。
- 2) 変形したり、体の一部の省略等はできません。
- 3) 許諾番号「#〇〇〇〇」を商品の箱やパッケージ、包装紙等に明示してください。

### ミヤちゃんに関する英文表記について

**ミヤちゃん**

Miya chan もしくは MIYA CHAN

Miya(MIYA)と chan(CHAN)の間はスペースを挿入。

**ミヤマキリシマ**

Miyamakirishima もしくは MIYAMAKIRISHIMA

**大分県**

Oita Prefecture もしくは OITA PREFECTURE

(もしくは Oita Pref. OITA PREF.)

**九重町**

Kokonoe Town もしくは KOKONOE TOWN

**ミヤマキリシマの妖精 ミヤちゃん**

Miya chan, a Fairy of Miyamakirishima

**九重町の花 ミヤマキリシマの妖精 ミヤちゃん**

Miya chan, a Fairy of Miyamakirishima: Kokonoe Town flower

※一般的な英語表記に従ってください。上記以外の英文表記についてはご相談ください。

### 3. 食品について

#### 1) 食品への利用は、大分県内で製造または販売される場合に限り

- ◎**県外で製造し、県外で販売する場合** → **利用できません**
- ◎**県外で製造し、県内で販売する場合** → **利用できます**
- ◎**県内で製造し、県内外で販売する場合** → **利用できます**

#### 2) 食品への申請は、下記の①と②の書類を必ず添付してください

①製造もしくは販売に係る「保健所の営業許可証（写）」または「県内各店舗ごとの業務開始報告書（写）」（申請者分）

②「製造または販売する店舗等一覧」（様式自由）

#### 3) 人への危害が発生した場合には、下記の措置を講じます

##### 製造事業者の場合

製造されている食品（利用を許諾した食品だけでなく、製造されているすべての食品を含みます。）により人への危害が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、許諾した食品に係る利用許諾（変更許諾の場合を含みます。）を直ちに取消す場合があります。

##### 販売事業者の場合

販売されている利用許諾した食品により人への危害が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、許諾した食品に係る利用許諾（変更許諾の場合を含みます。）を直ちに取消す場合があります。

## 4. その他

### 1) 広告利用の場合は、次の点にご注意ください。

#### (1) イラストと実写写真の取り扱いについて

提供されたイラストや個人で撮影された写真も、利用する場合は原則として申請が必要です。

ただし、個人で撮影された写真を不特定の方が対象でなく個人で楽しむ範囲であれば、申請の必要はありません。(例えば個人のブログに掲載したりする場合)

#### (2) 許諾を受けた商品の写真での使用について

許諾を受けた商品を撮影し、その写真をテレビ、チラシや新聞広告に掲載することは可能です。この場合、写真の側に「許諾番号」「著作権表示」を記入していただくようお願いします。

#### (3) 新聞・雑誌への実写の写真掲載について

新聞・雑誌について、実写の写真のみをイベント内容の周知など広報の目的で載せる場合は申請不要ですが、販売促進、誘客などの目的で広告などに使用する場合は申請が必要です。事前にご相談ください。

#### 【問い合わせ先】

九重町役場 観光・地域振興課

〒879-4895 大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1

TEL 0973-76-3150

FAX 0973-76-2247

メールアドレス syoko@town.kokonoe.lg.jp